（政令で定める検査）

第十条の三　法第四十九条の四の二の政令で定める検査は、道路運送車両法第五十九条第一項の新規検査、同法第六十二条第一項の継続検査、同法第六十三条第一項の臨時検査、同法第六十七条第三項の構造等変更検査及び同法第七十一条第一項の予備検査の一部として行われる燃料装置の検査とする。

第十八条第一項第二号及び第三号中「第五十八条の三十」を「第五十八条の三十並びに」に改め、同条第二項第三号中「第五十六条第一項」の下に「（同条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第六号中「、第四十九条の三第一項並びに」を「及び第四十九条の三第一項」に改め、「第五十六条第四項」の下に「（同条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、「及び第二項」を「並びに同条第四項において準用する同条第二項」に改める。

第十九条第一項ただし書中「、第五十六条の六の十八」を「及び第五十六条の六の十八」に、「法第五十八条の三十並びに」を「法第五十八条の三十並びに」に改め、同項第一号中「の規定」を「及び法第五十六条第五項において準用する同条第一項の規定」に改め、同項第三号中「第五十八条の三十」を「第五十八条の三十並びに」に改め、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号中「第五十六条の六の十二」を「第五十六条の六の十二並びに」に、「法第五十六条の六の十六」を「並びに法第五十六条の六の十六」に「並びに」を「及び」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「、法第六十一条第二項」を「並びに法第六十一条第二項」に改め、同項第四号中「、第四十九条の三第一項」を「及び第四十九条の三第一項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　内容積が五百リットルを超える容器に装置する附属品に関する法第五十六条第五項において準用する同条第四項において準用する同条第一項の規定による権限

第十九条第二項第二号及び第三号中「第五十八条の三十」を「第五十八条の三十並びに」に改める。

（ガス事業法施行令の一部改正）

第二条　ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十九条第四項」を「第二十条第四項」に改める。

第二十条中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とし、第十八条を第十九条とする。

第十七条第一項第三号中「第十九条第三項」を「第二十条第三項」に改め、同条を第十八条とし、第十六条を第十七条とし、第九条から第十五条までを一条ずつ繰り下げる。

第八条第一項中「第十七条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同条を第九条とする。

第七条第一項中「第十七条第六項及び第十九条第四項」を「第十八条第六項及び第二十条第四項」に改め、同条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（認定高度保安実施ガス小売事業者等の認定の有効期間）

第五条　法第三十四条の五第一項（法第七十一条の三、第八十四条の三及び第百四条の三において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、七年とする。

別表第一中「第十三条」を「第十四条」に改める。

別表第二中「第十四条、第十五条」を「第十五条、第十六条」に改める。

（電気事業法施行令の一部改正）

第三条　電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第四十五条第二項第一号」を「第四十六条第二項第一号」に改める。

第四十六条を第四十七条とし、第四十一条から第四十五条までを一条ずつ繰り下げ、第四十条の次に次の一条を加える。

（認定高度保安実施設置者の認定の有効期間）

第四十一条　法第五十五条の六第一項の政令で定める期間は、七年とする。

（危険物の規制に関する政令の一部改正）

第四条　危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第四号及び第十三条第一項第六号中「第三項」の下に「若しくは第三十九条の二十二第一項」を加える。

（登録免許税法施行令の一部改正）

第五条　登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「別表第一第百二号㈢」を「別表第一第百二号㈣」に改める。

第三十条中「㈤を」を「㈨を」に、「㈢を」を「㈣を」に、「から㈨まで」を「から㈩まで」に改める。

（労働安全衛生法施行令の一部改正）

第六条　労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「用いられるもの」の下に「、自動車用燃料装置（圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車（同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車を除く。）であつて、同法第二条第五項に規定する運行の用に供するものに限る。）の燃料装置のうち同法第四十一条第一項の技術基準に適合するものをいう。以下同じ。）に用いられるもの」を加え、同項第七号中「除く。次条第三項第十八号」を「除く。同号」に改める。

第十三条第一項、第二項及び第三項第二十六号中「用いられるもの」の下に「、自動車用燃料装置に用いられるもの」を加え、同項第二十七号中「第七号」を「第一号」に改め、「用いられるもの」の下に「、自動車用燃料装置に用いられるもの」を加える。

第十四条第二号及び第四号中「及び」を「、自動車用燃料装置に用いられるもの及び」に改める。

（石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正）

第七条　石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第五号中「第二条第二項」を「第二条第四項」に改める。

第三十九条第二項中「第五条第一項又は」を「第五条第一項の規定による許可、同法」に、「許可（経済産業省令で定める軽易な事項に係るものを除く。）、同法第三十九条の二十一第一項の規定による届出の受理（」を「許可（」に改める。

（石油石炭税法施行令の一部改正）

第八条　石油石炭税法施行令（昭和五十三年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「又は第三十五条の二（定期自主検査）」を「若しくは第三十九条の二十七第一項後段（保安検査等の特例）」に、「又は定期自主検査」を「又は同法第三十五条の二（定期自主検査）に規定する自主検査」に改め、同条第二項第八号中「定期自主検査」を「自主検査」に改める。

（高圧ガス保安法関係手数料令の一部改正）

第九条　高圧ガス保安法関係手数料令（平成九年政令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第七十三条第一項第八号から第十号まで」を「第七十三条第一項第二号から第四号まで」に改める。

第三条中「第七十三条第一項第十六号に」を「第七十三条第一項第七号に」に、「同項第十六号の二」を「同項第八号」に、「第七十三条第一項第十六号の三から第二十号まで」を「同項第二十号の二」に、「同項第二十七号」を「同項第十七号」に、「第七十三条第一項第二十号の三から第二十二号まで」を「同項第十七号から第二十一号まで」に改める。

（地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正）

第十条　地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表八十二の項中「又は第三項」を「若しくは第三項又は同法第三十九条の二十二第一項」に改める。

附　則

この政令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十二月二十一日）から施行する。

総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　加藤　勝信
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　後藤　茂之
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一